

国民健康保険は支えあいの制度です



★福生市ホームページ: <https://www.city.fussa.tokyo.jp/> ▶ 暮らしの情報 ▶ 税・保険・年金 ▶ 国民健康保険

福生市国民健康保険にご加入のみなさんへ

75歳未満の方

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

現在交付している国民健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます）の有効期限は、令和5年9月30日までです。10月1日からお使いいただく新しい保険証は、9月中旬から順次、世帯主様宛に住民登録のある住所へ「簡易書留郵便（転送不要）」で送付します。

ご不在の場合は郵便局に留め置きとなり、ご自宅の郵便受けに「郵便物等ご不在等連絡票」が投かんされますので、その案内にしたがってお受け取りください。

なお、郵便局の保管期間が過ぎた場合は福生市役所で交付しますので、本人確認書類（運転免許証、写真が表示されているマイナンバーカード等）をお持ちのうえ、保険年金課（福生市役所1階5番窓口）までお越しください。

新しい保険証の有効期限は令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間です。
（ただし、すべての保険証の有効期限が2年間ではなく、年齢や制度等によって有効期限は異なります。有効期限の翌日から使用していただく保険証については、年齢や制度等にあわせてご案内します。）

◆令和5年9月30日までに75歳になる方の有効期限について

保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日までです。75歳からは後期高齢者医療制度に加入となり、保険証が変わります。新しい保険証は、誕生日前月末までに住民登録のある住所へ送付します。

◆在留外国人の方の有効期限について

保険証の有効期限は在留カードの有効期限の翌日までです。在留カードが更新された場合に新しい保険証を住民登録のある住所へ送付します。

こんなときは手続きを!!

国民健康保険に加入するとき

- * 福生市に転入してきたとき
- * 職場の健康保険をやめたとき（※1）
- * 職場の健康保険の扶養でなくなったとき（※1）
- * 子どもが生まれたとき
- * 生活保護を受けなくなったとき

国民健康保険を脱退するとき

- * 福生市から転出するとき
- * 職場の健康保険に加入したとき（※2）
- * 職場の健康保険の扶養になったとき（※2）
- * 死亡したとき
- * 生活保護を受け始めたとき



- お手続きの際は、本人確認書類、マイナンバーがわかるものをお持ちください。
- (※1) のときは健康保険の資格喪失証明書等、(※2) のときは職場の健康保険証(国保をやめる方全員分) 等が別途必要です。詳しくはお問い合わせください。

有効期限の過ぎた保険証は10月1日以降保険年金課へご返却いただくか、ご自身で破棄してください

(2023年9月時点)

健康保険証をお使いの皆さまへ



「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください！

1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナポイント第2弾 マイナポイント申込期限延長！



マイナポイントの申請期限は2023年9月末です。

2023年2月末までに申請されたマイナンバーカードが対象です。

マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

2024（令和6）年秋以降は、
保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードをなくしたり、
手元にない場合は？

- 2024（令和6）年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。
- ※ 有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。



マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを
貼っている医療機関・薬局で
ご利用可能です！



厚生労働省
ホームページ

※厚生労働省HPでもご利用可能な
医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178

10月末までです！ 特定健康診査は受診されましたか

福生市で国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、市内の指定医療機関で毎年『特定健康診査』という健康診断を行っています。今年度は6月15日（木）から10月31日（火）の期間で行っています。対象の方には、6月上旬に受診券をお送りしています。未受診の方はぜひこの機会に受診をお願いします。

■特定健康診査の目的

特定健康診査は、生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の早期発見、改善を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。生活習慣病は予防、改善ができるため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

■中途加入・74歳の方はご注意ください！

福生市の国民健康保険に途中から（今年度4月2日以降）加入された方も健診を受診できます。9月までに手続きをした方へは保健センターから受診券をお送りします。10月以降手続きをされた方は、直接保健センターへお申し出ください。

75歳を迎えると後期高齢者健康診査の対象になります。お手元の受診券は使えなくなりますので、74歳の方はお誕生日を迎えるまでに健診をご受診ください。



無料で受診できます！
健診のことや受診券についてのお問合せは保健センターまで。

■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「特定保健指導」という生活習慣を見直すための専門家による支援事業を無料で行っています。

早期の取り組みが大切です。対象の方には、後日、ご案内をお送りします。一緒に生活習慣を見直していきましょう。

■マイナポータルで健診結果が閲覧できます

マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方は、マイナポータル上で健診結果を閲覧することができます。マイナポータルにログイン後、「わたしの情報」から健診結果情報を取得してください。

システム上、令和2年度以前の健診結果は取得できません。今年度受診した結果については健診実施月の約4か月後に閲覧可能です。※医療機関等の報告状況により登録時期がずれる可能性があります。

特定健康診査のお問合せは…

福生市保健センター

電話 042-552-0061 (直通)

国民健康保険税の納期内納付にご協力ください

国民健康保険税は普通徴収の場合、7月から翌年2月まで毎月末日（末日が土曜、日曜、祝日の場合は翌平日）までに金融機関、郵便局、コンビニ、市役所、キャッシュレス決済等で納めていただいています。国民健康保険事業は納付いただいた国民健康保険税により運営されています。引き続き納期内の納付にご協力ください。

◆国民健康保険税の納付は便利な口座振替をご利用ください

口座振替を登録すれば納期限に口座から自動的に国民健康保険税が納付されます。納付に行く手間と時間が省け、納め忘れを防ぐことができます。ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替を希望される場合は口座振替依頼書を郵送しますので、保険年金課もしくは収納課にご連絡ください。

保険年金課：042-551-1640 (直通)

収納課：042-551-1578 (直通)



市税の納付方法について、詳しくは福生市のホームページをご覧ください。

福生市ホームページ

詐欺の電話に要注意！ ATM操作等による医療費の支給は行っていません